「奥尻町におけるＩＣＴ漁業を利活用したリソース・シェアリング

実装事業（管理システム等整備業務）」仕様書

１．業務名　　奥尻町におけるＩＣＴ漁業を利活用したリソース・シェアリング

実装事業（管理システム等整備業務）

２．事業の目的

本業務は資源管理により安定した「島の漁業」の存続・発展をめざし、さらに新米・高齢漁業者が安全で安心して操業できる体制の構築及び次世代の担い手の育成の一環として磯舟にＧＰＳセンサーを搭載し、「うみのレントゲン（水産資源の見える化）」「うみのアメダス（海洋環境の見える化）」といった最新のＩＣＴ技術を導入し、資源管理システムの構築による水揚げの増加、安心できる操業環境の構築による着業者減少を抑えることを目的とする。

３．履行期間　　契約締結の日から平成３０年 ２ 月２８日（水）まで

４．業務の概要

（１）ＧＰＳセンサーの開発・設置

①磯舟への搭載しやすい構造

②センサーの起動条件

③衝撃・環境への耐久

④緊急時での対応

⑤通信コスト

（２）資源管理システムの構築

ＧＰＳセンサーからの位置情報を基に水揚げデータと連動させ、海域地図上で可視化できるシステム・画面の開発

（３）操業位置情報管理システムの構築

ＧＰＳセンサーの位置情報をリアルタイムで操業位置を可視できるシステム。また、非常時への対応として自動通報等されるシステム・画面の開発

（４）観測ブイ情報管理システムの構築

観測ブイの情報を他のシステムに連動させ、操業データの蓄積や漁場選択への活用のためシステム・画面の開発

（５）システムの調査・設置・確認・管理

容易にデータをリソース・シェアリングできるシステムの開発。システムの全般的な保守を図り、管理に努める。また、業務期間内に発生したサーバー・回線使用料は実績に応じて別途奥尻町に請求するものとする。

（６）その他

システムの使用マニュアルの作成

５．成果の納品

（１）ＧＰＳセンサーの設置　　　　　　　８５基

（２）システムを運用できるパソコン　　　　１台

（３）資源管理システムの構築　　　　　　　一式

（４）操業位置情報管理システムの構築　　　一式

（５）観測ブイ情報管理システムの構築　　　一式

（６）システムの調査・設置・確認・管理　　一式

６．注意事項

（１）受託者は、この業務の配置予定者について次のとおりとしなければならない。

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置し実績を確認できる書類の写しを提出しなければならない。

（２）受託者は、奥尻町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。

（３）受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、地域政策課と連絡調整を行わなければならない。

（４）受託者は、業務の遂行にあたり、業務に係わる関係法規及び関係条例を遵守しなければならない。

（５）受託業務に文献やその他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。また、著作権等の侵害を行わないこと。

（６）委託業務の成果品の版権はすべて奥尻町に帰属する。ただし、今後特許等への申請に必要とさせる技術はこの限りでない。

（７）業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに水産農林課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（８）受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

７．特記事項

　　（１）総務省の地方創生に資する「地域情報化大賞2015」で総務大臣表彰を受賞し、公立はこだて未来大学マリンＩＴ・ラボが開発し、「ＩＴ漁業による地方創生」で採用されているシステムの横展開により導入するものである。

８．その他の事項

業務仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合、別途協議するものとする。